

事業者団体等の代表者 殿

東京労働局長



「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃から労働行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

熱中症の予防につきましては、第12次労働災害防止計画（以下「12次防」という。）において、重点とする健康確保・職業性疾病対策の一つとしてあげられており、平成20年から24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上死傷者の数（各期間中（5年間）の合計値）を20%以上減少させる、との目標が設定されているところです。

これまで、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年、重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところですが、東京労働局における12次防期間中の発生件数は、平成29年1月現在の速報値で、平成20年から24年までの5年間の発生件数の約86%に達し、あと1年を残して、12次防期間中の目標件数を既に上回る状況となっています。

当局管内の平成28年における熱中症の発生状況は、死亡災害はありませんでしたが（平成29年3月12日現在の速報値。以下同じ。）、休業4日以上災害件数30件であり、平成27年の37件（死亡災害なし）は下回ったものの、全国的にみて高い水準の熱中症による労働災害が発生しています。（なお、全国の職場における熱中症発生状況は別紙のとおりです。）

熱中症の予防のためには、その発症の評価指標となるWBGT値（暑さ指数）を測定し、その結果に基づき適切な措置を講じることが必要ですが、今般、簡易にWBGT値を測定できる「電子式湿球黒球温度（WBGT）指数計」について、その精度を担保するための日本工業規格が制定され、JIS B 7922として3月21日に公示されたところです。

このような状況を踏まえ、日本工業規格に準拠したWBGT測定器の普及を図り、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、厚生労働省と中央労働災害防止協会等の団体が主唱者となり、関係省庁との連携の下、別添のとおり標記キャンペーンを実施することとしたところです。

厚生労働省におきましては、別添の7（1）の事項について実施することとしておりますが、貴団体等におかれましても、別添の7（2）及び9の事項につきまして、実情に応じた効果的な手法により実施していただきますようお願いいたします。

また、貴会・組合等の傘下の会員事業場等に対し、その御周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。